

ご注意!

預金口座への不正な振込請求等

振り込め詐欺(注)や電子メール等による身に覚えのない利用料等の請求の被害が拡大しています。お振込になる前に事実かどうかを必ずご確認下さい。

(注)振り込め詐欺とは、親戚あるいは警察官等を装って電話をかけ、事故・喧嘩の示談金や賠償金、借金返済金が必要であると偽って多額の現金を振り込ませる詐欺行為です。

ヤミ金融業者等による法外・強引な返済請求があった場合には、安易に振込等を行わないで下さい。

銀行の預金規定では、第三者による預金口座の利用を禁止させていただいておりますので、預金口座を売ることや貸すことはできません。

「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」により、他人になります目的で預金通帳やキャッシュカードを譲り受けたり、相手になりますの目的があることを知りながら、預金通帳やキャッシュカードを譲り渡した場合は、50万円以下の罰金が科されます。

不審に思われる場合には、最寄りの警察署、財務局、都道府県の相談窓口等にご相談下さい。